

学生証の更新について 【法科大学院】

4月以降在籍し、休学等により2025年3月31日が有効期限である学生証を所持している者は、4月1日（火）以降に新学生証と交換するので大学院チーム窓口へ来ること。窓口業務休止時間に注意すること。

（※2025年3月31日まで有効の学生証を持参すること）

なお、郵送対応は基本的に行っていないが、事情がある者は、大学院チーム宛メールで連絡すること。

3年次生で、在学期間を延長しようとする者は、3月11日（火）までに在学期間延長届を大学院チームに提出すること。

* 様式掲載ページ

<https://www.j.u-tokyo.ac.jp/law/students/other/gakusekiidou/>

2024年12月19日
大学院チーム